別記22 [地下貯蔵タンクの外面保護方法]

地下貯蔵タンクの外面は、次表に定めるところにより保護すること。

(政令第13条第1項第7号抜粋) (政令第13条第2項第5号抜粋) (政令第13条第3項抜粋) (規則第23条の2抜粋) (告示第4条の48抜粋) (平成17年9月13日消防危第209号抜粋)

表 地下貯蔵タンクの外面保護方法

(***)

	————————————————————————————————————				保護方法の種類			
地下貯蔵タンクの設置方法		保護すべき部分		さびどめ塗装	ポーク・タラマ脂が、サーク・カーのでは、カーカーのでは、カーのではでは、カーのではでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーので	強化プ ラスク被 覆	B C 等のを のを を る方法	
				(A)	(B)	(C)	(D)	
第 1 項	地下貯蔵タンク (二重殻 タンクを除く。) をタン ク室に設置	地下貯蔵タンクの外面			0	0	0	
第 2 項	鋼製二重殻タンクをタン ク室または地盤面下に直 接埋設	二重殻タンクの外面			0	0		
	鋼製強化プラスチック製 二重殻タンクをタンク室 または地盤面下に直接埋 設	地下貯蔵タンク	注 2 上 部			0		
			注2	0				
第 3 項	地下貯蔵タンクをコンク リートで被覆して地盤面 下に直接埋設	地下貯蔵タンクの 外面			0	0		

- (注1) ○が付けられている保護方法のいずれかを用いる。
- (注2) 保護すべき部分の欄において、「検知層部」とは、政令第13条第2項第1号ロの規定により、強化プラスチックを間げきを有するように被覆した部分を、「上部」とは、それ以外の部分をいう。また、「二重殼タンクの外面」とは、政令第13条第2項第1号イの規定により取り付けられた鋼板の外面及び当該鋼板が取り付けられていない部分の地下貯蔵タンクの外面をいう。

- (注3) 保護方法の種類の欄において、(A)から(D)は、告示第4条の48に掲げる保護方法を示し、次のとおりとする。
 - A タンクの外面にさびどめ塗装をすること。

(告示第4条の48第1項第1号抜粋)

B タンクの外面にプライマーを塗装し、その表面に覆装材を巻き付けた後、エポキシ樹脂又はウレタンエラストマー樹脂による被覆をタンクの外面から厚さ 2.0 mm以上に達するまで行うこと。この場合において、覆装材は、日本産業規格G3491「水道用鋼管アスファルト塗覆装方法」に定める耐熱用ビニルクロス又はヘッシャンクロスに適合しなければならない。

(告示第4条の48第1項第3号)

- C タンクの外面にプライマーを塗装し、その表面にガラス繊維等を強化材とした強化プラスチックによる被覆を厚さ2.0mm以上に達するまで行うこと。 (告示第4条の48第1項第4号)
- D 次に掲げる性能が上記B又はCに掲げる方法と同等以上の性能を有する方法 とすること。 (告示第4条の48第1項抜粋)

なお、同等以上の性能を有することの確認は、同等以上の性能の確認を行な おうとする方法(塗覆装の材料及び施工方法)により作成した試験片を用いて、 次に掲げる性能ごとにそれぞれ示す方法で行うものとする。

(平成17年9月13日消防危第209号抜粋)

1 浸透した水が地下貯蔵タンクの外表面に接触することを防ぐための水蒸 気透過防止性能 (告示第4条の48第2項第1号)

プラスチックシート等(当該シート等の上に作成した塗覆装を容易に剥がすことができるもの)の上に、性能の確認を行なおうとする方法により塗覆装を作成し乾燥させた後、シート等から剥がしたものを試験片として、日本産業規格 Z 0208「防湿包装材料の透湿度試験方法(カップ法)」に従って求めた透湿度が、2.0g/㎡・日以下であること。なお、恒温恒湿装置は、条件A(温度 Z 5 C \pm 0.5 C 、相対湿度 D 9 0 % \pm 2 %)とすること。

(平成17年9月13日消防危第209号抜粋)

2 地下貯蔵タンクと塗覆装との間に間隙が生じないための地下貯蔵タンク との付着性能 (告示第4条の48第2項第2号)

日本産業規格 K 5600-6-2「塗料一般試験方法-第6部:塗膜の化学的性質-第2節:耐液体性(水浸せき法)」に従って、40 C の水に2 τ 月間浸せきさせた後に、日本産業規格 K 5600-5-7「塗料一般試験方法-第5部:塗膜の機械的性質-第7節:付着性(プルオフ法)」に従って求めた単位面積当たりの付着力(破壊強さ)が、2.0 M P a 以上であること。

(平成17年9月13日消防危第209号抜粋)

3 地下貯蔵タンクに衝撃が加わった場合において、塗覆装が損傷しないた めの耐衝撃性能 (告示第4条の48第2項第3号)

室温 $5 \, \mathbb{C}$ 及び $2 \, 3 \, \mathbb{C}$ の温度で $2 \, 4$ 時間放置した 2 種類の試験片を用いて、日本産業規格 K 5600-5-3 「塗料一般試験方法一第 5 部:塗膜の機械的性質一第 3 節:耐おもり落下性」(試験の種類は「デュポン式」とする。)に従って、 $5 \, 0 \, 0$ mmの高さからおもりを落とし、衝撃による変形で割れ又ははがれが生じないこと。

さらに、上記試験後の試験片を日本産業規格K5600-7-1「塗料一般試験 方法-第7部:塗膜の長期耐久性-第1:耐中性塩水噴霧性」に従って3 00時間の試験を行い、さびの発生がないこと。

(平成17年9月13日消防危第209号抜粋)

4 貯蔵する危険物との接触による劣化、溶解等が生じないための耐薬品性 能 (告示第4条の48第2項第4号)

日本産業規格 K 5600-6-1「塗料一般試験方法-第6部:塗膜の化学的性質-第1節:耐液体性(一般的方法)」(7については、方法1(浸せき法)手順Aによる。)に従って、貯蔵する危険物を用いて96時間浸せきし、塗覆装の軟化、溶解等の異常が確認されないこと。

なお、貯蔵する危険物の塗覆装の軟化、溶解等に与える影響が、同等以上の影響を生じると判断される場合においては、貯蔵する危険物に代わる 代表危険物を用いて試験を実施すること。

(平成17年9月13日消防危第209号抜粋)